

## 「債権譲渡型」と「回収代行型」の電話料金合算サービスの違い

	電話料金と合算できた場合	電話料金と合算できなかった場合（※）
債権譲渡型	<p>■電話料金の請求書に記載してあるお支払期限を過ぎた場合、電話料金と合わせてNTTファイナンスからお支払いを催促させていただきます。</p> <p>■お支払期限から一定期間経過してもお支払が確認できない場合、以後同じ電話番号では「電話料金合算サービス」がご利用できなくなります。</p>	<p>電話料金との合算処理ができなかった場合、プロバイダー利用料はNTTファイナンスから「請求書」で請求させていただきます。以後、同じ電話番号では「電話料金合算サービス」がご利用できなくなります。</p>
回収代行型	<p>電話料金の請求書記載のお支払期限を過ぎて一定期間が経過してもお支払が確認できない場合、プロバイダー等（サービス提供事業者）から請求されます。</p>	<p>電話料金との合算処理ができないことが判明した後、プロバイダー等（サービス提供事業者）から請求されます。</p>

※引越し等で電話番号が変わった場合や光コラボ（ドコモ光・OCN光・So-net光プラス等）に移行（転用）された場合等は合算処理ができません。